

川崎市告示第334号

かわさき北部斎苑における歳入の収納事務の委託

以下の者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2に規定する指定公金事務取扱者に指定し、歳入の収納を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年5月28日

川崎市長 福田紀彦

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

名称 公益財団法人 川崎市シルバー人材センター
代表者名 理事長 池田 健児
所在地 川崎市川崎区堤根34番地15

2 指定公金事務取扱者に委託する歳入の内容

川崎市葬祭条例（昭和27年条例第33号）第6条第1項に規定する使用料及び川崎市手数料条例（昭和25年条例第6号）第2条第37号に規定する手数料の収納に関する事務

3 指定日

令和8年4月1日

4 委託期間

かわさき北部斎苑 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで